

土浦市条例第30号

土浦市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。次条において「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域全体で支え、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有し、居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、茨城県その他の地方公共団体、警察機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (8) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者又は犯罪被害者等に接する関係機関等の職員その他関係者による偏見又は無理解による心無い言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その

他の被害をいう。

(9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び受ける被害をいう。

(10) 二次的被害等 二次的被害及び再被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、二次的被害等を生じさせることのないよう、十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携及び協力を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続等に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。

る。

2 市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減のための支援)

第7条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるよう、犯罪被害者等に対し、心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(法律問題の解決に向けた支援)

第10条 市は、犯罪等による被害に起因した法律問題の解決を図るため、犯罪被害者等に対し、弁護士による法律相談その他の法律問題の解決に向けた支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適正な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第12条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解促進)

第13条 市は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体への支援)

第14条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の把握)

第 15 条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握するよう努めるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第 16 条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等に対する支援を行わないことができる。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。